第 46 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和元年度第 14 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対 策部会安全対策調査会議事概要

- 1. 審議開始日 令和2年3月30日(月)
- 3. 方法 持ち回り審議による。
- 4. 議事概要

【審議事項 議題1】

・議事(厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会長の選任等について) 本委員の互選により、森尾友宏委員が部会長に選任された。

【審議事項 議題2】

- ・議事(麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、A型肝炎、23 価肺炎球菌、HPV、インフルエンザワクチンの安全性について) いずれのワクチンについても、現状の取扱いを変更する必要はないとされた。
- ※なお、伊藤澄信委員においては、インフルエンザワクチンの薬事承認申請資料等の作成に関与していることから、当該ワクチンの審議 に参加していない。

柿崎暁委員においては、MSD 株式会社から 50 万円を超えて 500 万円以下の受取があるため、23 価肺炎球菌、HPVワクチンについて、 意見を述べることはできるが、議決には参加していない。

・頂いたご意見

委員氏名	頂いた御意見	事務局回答
伊藤澄信	頂いた御意見 ミールビック (MR313) 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」(VZ268) 乾燥弱毒生おた ふくかぜワクチン「タケダ」(G903) を 1 歳 (接種時)・男 食道閉鎖、胃瘻栄養、 精神運動発達遅滞、二次性高アルドステロン症の患児に 2019 年 12 月 26 日に接種 し、接種 4 日後、死亡した症例については基礎疾患や死亡時の状況にかかわる情報 が不足していて判断しがたいが、死亡症例なので、詳細な検討が必要である。 クアトロバック (A048C) 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」(VZ265) ビケン HA (HA190E) 接種時 1 歳男児が接種翌日に死亡 (2019/11/6) についても同様であ	事務局回答 いずれの症例につきましても、現在詳細調査中であり、次回以降に改めて報告される予定です。
	る。 (資料 1 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MR) の安全性について) ①医療機関報告の No.1: 重篤な皮膚症状のため、転帰の確認必要。 ②医療機関報告の No.5: 基礎疾患に関節リウマチあり。免疫抑制剤の使用の有無の	①詳細調査継続中のため転帰不明 となっています。 ②症例を確認したところ、免疫抑
多屋 馨子	確認必要。種類によっては接種不適当者。問診について注意喚起。 ③死亡報告 2 例について:調査中のため、調査結果判明後検討の必要あり。 (資料 1 その他ご意見) ④企業報告の No. 1:ワクチン株が見つかった場合は、症状名は「麻疹」ではなく、 発熱、発疹等の症状名にすべき。「麻疹」は野生株の麻疹ウイルスに感染して発症した病態。 ⑤企業報告の No. 3:脊髄炎は MR ワクチンの重篤な副反応として添付文書に記載が	制剤の使用はありませんでした。 ③次回以降に改めて報告される予定です。 ④報告企業に対し、適切な症状名で報告するよう指導いたします。 ⑤文献による報告であり、筆頭著者に調査依頼をかけましたが他院
	ない。情報収集が必要。 ⑥企業報告の No. 5:副反応疑い症状名が硬膜下血腫であった。血小板数等、情報収集必要。 ⑦医療機関報告の No. 4:髄膜炎の病原体検索必要。	の症例でありこれ以上の調査はできない状況です。 ⑥血小板数は病院入院時データしかなく、その値も基準値を下回る

⑧論文発表(学会発表)から情報を入手した場合、現状のようなリスト化ではなく、「データではありません。 著者(演者)名、タイトル(演題)名、雑誌(学会)名、巻号頁(開催場所)、年を「 リスト化し、抄録・論文を添付すべき。ワクチンの副反応として検討すべきかどう かの判断が可能となる。現在の方法だと、安全性についての判断が困難。

(資料2 乾燥弱毒生麻しんワクチンの安全性について)

- ⑨企業報告の No1、No2:脳炎・脳症、ギラン・バレー症候群のため、詳細情報必要。 学会発表あるいは論文発表なら、資料1に記載したコメントと同様。
- ⑩企業報告の No. 2:副反応疑いとして報告するのであれば、再生不良性貧血・汎血 球減少症の発症とワクチン接種日との前後関係の確認必要。

(資料 2 その他ご意見)

- ⑪不明の記載が多すぎる。学会報告、論文報告から情報を入手したのであれば、そ の抄録あるいは論文の提示の方が適切。
- (資料3 乾燥弱毒生風しんワクチンの安全性について)
- ①医療機関報告の No. 1: ギラン・バレー症候群については、専門委員の先生方の評 | 例ですが、追加調査に対する協力 価をお願いしたい。

(資料3 その他ご意見)

- ③ADEM. GBS は、アナフィラキシーと同様に、ワクチンの種類にかかわらず、専門委 員の先生方の評価をお願いしたい。
- (資料 4 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン その他ご意見)
- (4)医療機関報告の No. 7: 副反応の症状が「水痘」。ワクチン株が見つかった場合は、 症状名は「水痘」ではなく、発疹、水疱等の症状名にすべき。「水痘」は野生株の水 痘-帯状疱疹ウイルスに感染して発症した病態。「水痘」がおたふくかぜワクチンの 副反応名になっているのは適切ではない。

(資料5 乾燥弱毒生水痘ワクチン その他ご意見)

⑤医療機関報告の No. 1:水痘ワクチン接種翌日に帯状疱疹、脊髄炎、髄膜炎。年齢 │れている経過より引用していま

- ⑦資料4の医療機関重篤 No6 と同 一症例であることが判明し、髄液 検体から麻疹・ムンプスの IgM を 検出、医師はワクチン株由来の疑 いと診断しています。
- ⑧今後の資料作成の参考とさせて 頂きます。
- 9No1 は健康被害救済制度の支給 決定通知に基づき情報入手した症 例で、これ以上の情報入手は難し い状況です。
- 10No2 は医師により報告された症 が得られず情報入手ができない症 例です。
- ⑪資料2の製造販売業者報告2例 については上述のとおりいずれも 学会報告基づく報告ではありませ
- ①③今後の資料作成の参考とさせ て頂きます。
- (4)医療機関報告 No7 の副反応名に ついては、医療機関報告に記載さ

から帯状疱疹予防に水痘ワクチンを接種したと考えられる(66歳)。接種翌日の発しす。 症であり、ワクチンとの関連は考えがたい。ウイルス学的検査が必要(ワクチン株) か野生株かの検討)。

⑥企業報告の No. 1 と No. 2:ワクチン株が見つかった場合は、症状名は「水痘」で □ はなく、症状名の方が適切。「水痘」という病名は野生株の水痘-帯状疱疹ウイルス の初感染により発症した病態。

(資料 7 23 価肺炎球菌ワクチン その他ご意見)

- ①企業報告の5、6.20:副反応の症状が膀胱癌、乳癌、肺の悪性新生物。記載欄の 再考必要。
- ⑩企業報告:肺炎が多数報告。肺炎球菌ワクチン接種後の「副反応疑い症状」とし」 て肺炎や肺炎球菌感染等が多数報告される体制は、改善すべき。副反応疑い報告の リストに同列に入れるのではなく、別の解析(むしろ有効性)の対象として、検討 すべき。
- (卵企業報告 No.3:7 年前に PPSV23 を接種して肺炎を発症。副反応疑いの症状では ない。
- ②10ワクチン接種後に発症した侵襲性感染症については、血清型を検討する等、別の 検討をすべきで副反応検討部会が扱う内容ではない。むしろ小委員会等での議論の 方が適切。
- ②接種から長期間経過して侵襲性肺炎球菌感染症で死亡した場合に、ワクチンの副 反応として報告する必要があるのかの検討が必要。

(資料8 サーバリックス その他ご意見)

- ②発症日不明で報告するより、学会発表、論文発表ならそのリストと、抄録、論文 | を提示した方が適切な議論に繋がる。
- ②副反応疑い症状と基礎疾患は区別して記載すべき。

(資料9 ガーダシル その他ご意見)

- 15医療機関へ追加調査を依頼しま したが、協力が得られず情報入手 できない症例です。
- (16)報告企業に対し、適切な症状名 で報告するよう指導いたします。
- ⑪いずれの症例も患者本人または 家族から情報提供があり、ワクチ ン接種後に当該症状が判明し手術 等を行っている症例です。
- (18)~21)これまでの審議会での議論 を踏まえ、報告された症状名が肺 炎や肺炎球菌感染等の有効性に関 連する事象である場合は資料中に ★印を付す等の対応を行っており ますが、ご意見は今後の資料作成 の参考とさせて頂きます。
- ②発症日不明の製造販売業者 No.1 の症例は、訴訟の訴状から情報入 手した症例で、学会報告によるも のではありません。
- ②医療機関報告 No1 の副反応名に ついては、医療機関報告に記載さ れている経過より引用していま す。

	②企業報告 No. 1-11:7-9 年前の接種で、3-9 年前の症状。不明記載が多い。論文発	②No3, 4, 6, 9, 10, 11 は文献に基づ
	表あるいは学会発表、その他の資料からの報告であった場合、抄録、論文、資料を	く報告、No1,5,8 は訴訟の訴状か
	提示した方が適切な検討に繋がる。	ら情報入手した症例、No7 は現在
	(資料 10 HPVワクチン接種後の失神関連副反応疑いについて)	調査中のため、不明の記載となっ
	②積極的勧奨の差し控えにより、被接種者数が非常に少なくなっているが、接種の	ております。
	際は常に注意すべき症状であり、忘れてはならない症状として、重要な集計である。	②他の委員のご意見も踏まえ、資
	(資料 11 インフルエンザワクチンの安全性について)	料の扱いについて検討いたしま
	⑩企業報告で5人顔面麻痺。インフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告とし	す。
	て過去にあまり見たことがない。過去との比較、その後の転帰等の検討が必要。	⑩ 2018/2019 シーズンの報告
	(資料 11 その他ご意見)	(2019.8.30 合同会議資料)では資
	②アナフィラキシーについて:今シーズン、アナフィラキシーの報告が目立ったが、	料4ページ目の記載のとおり、昨
	ブライトン分類に照らし合わせると過去と比べて特に頻度が高いワクチンはなか	シーズンは顔面麻痺について2例
	った。今後も注意してみていく必要がある。	(企業 1、医療機関 1)報告されてい
	®ロットの最後にあるアルファベットが違っていても、数字が同じであれば、製品	ます。
	としては同じロットと考えて、集計した方が良い。	②~⑱御意見承知いたしました。
		今後の資料作成の参考とさせて頂
		きます。
濱田 篤郎	(資料 10 HPVワクチン接種後の失神関連副反応疑いについて)	各委員のご意見を踏まえ、資料の
(月四 馬以) 	今後、このデータの報告は不要と考える。	扱いについて検討いたします。
	(資料 10 HPVワクチン接種後の失神関連副反応疑いについて)	
	失神関連副反応の発現時期や発現の頻度等については経年的な分析によって十分	
望月 眞弓	な知見が得られていると思われる。添付文書上にも失神と接種後 30 分程度座らせ	
	るなどして観察することが明記されている。近年は転倒する例はゼロで推移してお	
	り、近年の接種者数が減少しているため転倒症例が発生していない可能性もある	
-		

		が、注意喚起が浸透してきているとも考えられる。このような状況を勘案すると、
		失神についての副反応症例の資料を今後も継続的に分析する必要があるか、一度検
		討することも考えられるのではないか。
山堰林士	· 60	(資料 10 HPVワクチン接種後の失神関連副反応疑いについて)
山縣 然太	、切	発生があったときに報告すればよいのではないか。

【審議事項 議題3】

・(その他(報告事項) 医薬品医療機器等法施行規則の改正について(国家検定関係)) 頂いたご意見

委員氏	E 名	頂いた御意見	事務局回答
倉根 一郎	— 白 7	本改正によりワクチンの出荷を早く行うことが可能となることから、改正は問題な	御意見承知いたしました。
	いと考える。		
濱田	篤郎	改正に異議なし。	
森尾	友宏	特になし(前進を嬉しく思います)。	
山縣 然	太朗	改正は迅速に市場に出すために必要と思う。	
		市場における有効期間が長くなる可能性があり、研究開発及び生産・流通部会とし	国家検定は、国が試験等を行うこ
		て歓迎するが、さらに一歩進んで、薬事監視員立会も廃止していただく方向に進め	とにより、医薬品等の品質を担保
		ていただきたい(外国で製造されている製品においても薬事監視員が外国まで出向	する制度であり、都道府県の薬事
伊藤	澄信	いているのか?)。	監視員による一定の監視機能は継
			続する必要があると考えていま
			す。今回の改正の実施状況を踏ま
			え、引き続き見直しを行っていき

		ます。なお、外国で製造される製
		品についても、輸入された後に国
		内の製造販売業者によって管理・
		出荷判定がされることから、薬事
		監視員が外国まで出向くことはあ
		りません。
	国家検定合格が判明する前に出荷の準備をしはじめることで、出荷までの期間を短	不合格品については、従来から薬
	縮する試みには賛同。ただし、国家検定で合格しなかった場合は、当該ロットのワ	機法第43条により、市場に流通さ
タロ 設つ	クチンが市場に出回ることはない、ということが、明解にわかるような説明が必要。	せることは認められておりませ
多屋 馨子		ん。改正の趣旨が明確となるよう、
		今後の説明の参考とさせていただ
		きます。
	医療機関では封印について何か確認しているわけではない。製造番号ならびに使用	今回の改正は、安定供給確保の観
	期限で管理している。	点から運用の見直しを行うもので
p ++ == ==	出荷が前倒しになることは医療現場としては大変良い(特に品薄時)。	あり、検定の合格・不合格の判断
舟越 亮寛	検定合格前に包装・表示作業を開始し、もし検定不合格になった場合の企業側の負	に影響を与えるものではないた
	担やそれに伴う、医療現場への供給遅れのリスクについてはどうか。	め、供給遅れのリスクが拡大する
		ものではないと考えております。
	封印に代えて新たな表示方法が取られるということか。製品の状況がこれまでと変	今回廃止する封印は、検定期間中
	わるようであれば、その内容について医療機関側への周知を徹底する必要がある。	(検体採取から合格が判明するま
	今の文書だけでは通じないと思うので、製品の外観などを示したほうが良いかと思	での間)に、都道府県の薬事監視
望月 眞弓	う。	員が行う封印であり、表示に代え
		た措置ではありません。また、製
		品の表示事項については、検定合
L		

格年月日が廃止され、合格した旨
の表示のみとなります。なお、改
正事項につきましては、通知等で
関係者へ周知するほか、各社から
医療機関に案内がされるものと認
識しております。